

h21法規 問題1

次の記述のうち、建築基準法上、誤っているものはどれか。

- | | |
|---|--|
| 1 | 敷地に高低差のある場合は、建築物の「避難階」が複数となることがある。 |
| 2 | 港湾法第40条第1項及び高圧ガス保安法第24条並びにこれらの規定に基づく命令及び条例の規定で建築物の敷地、構造又は建築設備に係るものは、「建築基準関係規定」に該当する。 |
| 3 | 住宅に付属する厚さ15cmの塀で、幅員5mの道路に接して設けられるものは、「延焼のおそれのある部分」に該当しない。 |
| 4 | 建築物の周囲において発生する通常の火災による延焼を抑制するために当該建築物の外壁又は軒裏に必要とされる性能を、「防火性能」という。 |

解答（正解肢3）

- | | |
|---|--|
| 1 | <input type="radio"/> 令13条
避難階は直接地上へ通ずる出入口であり、高低差のある場合は、複数となることがある。 |
| 2 | <input type="radio"/> 令9条
港湾法第40条第1項及び高圧ガス保安法第24条等は、建築基準関係規定に該当する。 |
| 3 | <input checked="" type="radio"/> 法2条6号
道路中心線から1階で3m、2階以上で5m以下は延焼のおそれのある部分となり、この塀は道路5mの中心から2.5mの距離となるので延焼部となる。 |
| 4 | <input type="radio"/> 法2条8項
防火性能は、建築物の周囲において発生する通常の火災による延焼を抑制するために当該建築物の外壁又は軒裏に必要とされる性能。 |